

## 『金融商品販売法の施行状況の調査、点検』の結果」の

## フォローアップについて【各協会等からの報告】

## フォローアップの目的

金融商品販売法は、金融商品販売業者等に、勧誘の適正の確保に関する自主的な対応を促すために、勧誘方針の策定・公表を義務付けている（第8条）。公表された勧誘方針の内容については、顧客や消費者団体などにより評価され、コンプライアンスに関する業者間の競争が促され、勧誘の適正を確保するためのコンプライアンスの充実に向けた環境が整備されていくことが期待されているものである。

金融庁としては、こうした点も踏まえ、同法の施行後約1年半余りたった平成14年秋に、同法の周知状況とともに、勧誘方針の策定・公表の状況等について調査し、その結果を公表したところである（同年12月26日）。本調査結果を踏まえた対応として、以下の3項目について業界団体を通じての協力を要請したところであり、今般、当該協力要請のフォローアップとして、業者の自主的な取組み状況について、各協会等を通じて報告を依頼したものである。

- ・ 金融商品販売法の周知として金融庁ホームページへのリンクを要請
- ・ 各業者が勧誘方針の公表方法の工夫に一層努めるよう要請
- ・ 各業者がそれぞれ自らにふさわしい勧誘方針の内容改善に努めるよう要請

## 1. 金融庁ホームページへのリンクの設定状況

調査した社数	334社	リンク設定済	121社
		リンク設定予定	33社
		合計	154社

## 【報告の留意点】

各協会等からの報告には、金融庁ホームページへのリンク設定については、調査した社数のうち、ホームページを設定しない社は除かれている。また、当該調査した社数は、報告項目の2及び3の調査社数ではない。

(参考) 上記以外に、協会又は業者として自主的に金融商品販売法の広報活動等について継続・改善しているものがあれば、その事例

#### 【協会としての取組み】

- ・平成16年3月に発行した中学生及び高校生向けの各パンフレット、指導者用解説書において、金融商品販売法に係る記述を掲載。
- ・全銀協が運営している銀行に関する一般消費者向け情報サイトである「MORE BANK」に金融商品販売法の解説を掲載。

#### 【個別行としての取組み】

- ・店頭にて、金融商品販売法に関するポスター、パンフレット等の備置き。
- ・店頭にて、「勧誘方針」、「重要事項の説明」を記載したチラシおよび「重要事項の説明」を記載したメールオーダーリーフレットの備置き。等

##### 信託協会

- ・「はやわかり金融商品販売法」(金融広報中央委員会作成)を各営業店に備え置く。
- ・投資信託等の申込書への重要事項の記載や金融商品販売法上説明すべき内容をまとめたリーフレットを店頭や渉外活動時に掲示・手渡しする等を継続。等

##### 生命保険協会

- ・リンク設定に加え、ホームページに金融商品販売法の概要を掲載。

##### 損害保険協会

- ・代理店向けホームページに金融商品販売法マニュアルの公開や関連記事の掲載、代理店向け情報誌等における適時情報提供。
- ・代理店向けハンドブック等に金融商品販売法について記載。

##### 信用金庫協会

- ・金融商品販売法関連ポスター「預金に関する重要事項のお知らせ」(店頭掲示用)を本協会で作成し信用金庫に斡旋(昨年3月)。

## 2. 『『金融商品販売法の施行状況の調査、点検』の結果』公表以降の勧誘方針の公表方法の工夫の取組み状況

店頭電光掲示板において勧誘方針を表示【日証協】

顧客窓口のテーブル上に「勧誘方針」を記載したパネル(プラスチック・コーティングしたもの)を置き、取引の仕組みの説明の際に「勧誘方針」についても同時に説明する【金先協会】

「勧誘方針」のポスターの掲出場所を顧客から見えやすいカウンター下に統一【全銀協】

営業員の名刺、「証券外務員登録証」、「社員証」の裏面に勧誘方針を印刷【日証協、金先協会、信託協会(登録証)、損保協会(社員証)】

営業員、社員に勧誘方針の常時携帯を義務付け【日証協、全銀協、生保協会、損保協会(二つ折り名刺サイズ)】

全社員が勧誘方針を記載した小冊子「コンプライアンス必携」を携帯し、顧客等の要望に応じて提示し、説明を行う【損保協会】

「勧誘方針」をディスクロージャー誌に掲載【生保協会(予定)、損保協会、

信金協会、信組協会、農林中金】

専用のチラシを作成し店頭に備え置いた【信組協会】

金融商品チラシに掲載【信金協会】

メールオーダー申込書に「勧誘方針」を記載した短冊を同封【全銀協】

口座開設申込み用紙等に勧誘方針を記載【日証協】

口座開設時に交付する約款・規定集・冊子に勧誘方針を記載【日証協、投信協会（冊子）】

取引残高報告書（原則、4半期毎に交付）に勧誘方針を記載【日証協】

顧客に定期書類等を郵送する際に勧誘方針を同封【日証協】

「損害保険のご案内」パンフレットに勧誘方針を記載【損保協会】

ホームページでの掲載を開始、掲載方法を変更（レイアウト等）【日証協、投信協会、信組協会、農林中金】

保険証券に勧誘方針を同封（予定）【生保協会】

会社案内パンフレットに勧誘方針を掲載（予定）【損保協会】

（以下、社内のコンプライアンスとして）

勧誘方針の携行、掲示の実効性を確保するため社内検査等のチェック項目としている【生保協会】

社員、募集人等に対し、以下に例示する対応を行うことによって、顧客への周知に努めている【生保協会】

金融商品販売法の内容も記載したコンプライアンスカードを全社員に配付

社内報にて勧誘方針の意義や店頭掲示の根拠等について説明

社内ビデオや社内衛星放送等を活用し、募集人に対して勧誘方針のさらなる徹底

「保険募集人のためのコンプライアンスガイドブック」へ勧誘方針を掲載【損保協会】

営業推進部長および全営業センター長宛（写；全役員・全部長宛）に勧誘方針の再徹底を喚起する文書を企画部門長と法務・コンプライアンス部門長の連名で発信。管下社員、所轄代理店への徹底【損保協会】

新規作成の代理店法令遵守・業務規定マニュアル内に勧誘方針に関する解説文及び勧誘方針の見本を収録して、全代理店に配布するルールとし、代理店における一層の注意喚起と取組みの強化を図った【損保協会】

3. 「『金融商品販売法の施行状況の調査、点検』の結果」公表以降の勧誘方針の内容改善の取組み状況

広告についての内部管理体制【日証協】

勧誘方針を平易かつ具体的な文章に改正【生保協会、損保協会（下記）、信金協会】

- \* 勧誘方針に、「当社インターネットホームページについても、お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます」を追加説明書等を用いて商品説明を行う旨【日証協】  
適合性の観点から、注文を受けられない場合がある旨【日証協】  
迷惑となる時間帯に勧誘を行わない旨【日証協、全銀協（下記）】
- \* 場所や時間帯だけでなく、広くお客さまの迷惑とならないよう、「誠意ある態度」で行動することを記載。  
訪問、電話による勧誘時間帯の明示【農林中金（下記）】
- \* 「金融商品の販売などの勧誘を目的とした訪問・電話については、お約束のある場合を除き、午前 時から午後 までとします。」  
顧客情報の管理、拡充及びプライバシーの保護【損保協会、日証協、全銀協（検討）、生保協会】  
研修体制の充実や内部管理体制(社内ルール等)の整備に努めること【全銀協、損保協会】  
顧客相談窓口、ご意見ご要望等の受付窓口等のフリーダイヤルの連絡先【日証協、全銀協、生保協会（HP上）、損保協会、投信協会】  
法令・諸規則の遵守について記載【全銀協、金先協会】
- \* 「当 においては、金融先物取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。」  
電話番号入り店舗一覧を付記した【信組協会】  
取扱商品・サービスの増加に伴い勧誘方針の内容を拡充【日証協】  
取扱金融商品の種類を明記した【信組協会】

（以下、社内のコンプライナンスとして）

- 社内研修・会議等により、金融商品販売法を営業員に周知・徹底【日証協】
- 金融商品販売法に係る管理体制の整備、社内検査の実施【日証協】
- 金融商品販売法の説明義務等に関しマニュアル等を導入【日証協】
- 取扱商品の増加に伴い、金融商品販売法に基づく説明の内容を改善【日証協】
- 金融商品のリスク別一覧表の作成・配布【信金協会】
- 勧誘の適正をより厳格に行うため、年齢 70 歳以上の顧客について「高齢者管理口座」として別途管理を行う【投信協会】
- 目論見書において、その商品の内容やリスク等の重要事項を説明しやすいように、また顧客自らが理解しやすいようにわかりやすい記載に心がけている【投信協会】
- 相談苦情受付窓口の案内チラシを別途作成し、店頭へ備え置いた【信組協会】
- 金融オンブズネットの調査結果を受けて、次年度に向け見直しを行い充実化を図る（予定）【損保協会】
- 「勧誘方針」の内容については、お客さまからのホットボイス等も確認しながら見直しを検討（予定）【損保協会】